



# 中国「会社法」の改正に伴う資本金出資期

**Q** 当社は、2015年にある中国企業と上海で合弁会社を設立しました。先日、中国会社法の資本金出資期限の大幅な短縮が行われ、期限どおりに出資しなければ法的責任が問われると耳にしました。目下、当社は一部の出資をまだ履行しておらず、今後の対応について検討しているところです。新「会社法」が施行されると当社はどのようなリスクに直面することになりますか？また、どのような対応をとることが望ましいでしょうか？

**A** 既にご存知かも知れませんが、2020年1月1日より「外商投資法」が施行され、同時に従来の外資三法は廃止となり、外資企業にも内資企業と同じく「会社法」が適用されることになりました。20年以前に設立された外資企業は、俗に「5年の過渡期」と呼ばれている24年12月31日までに、「会社法」に規定のとおり会社組織形態などの調整を終えなければならず、今回の会社法改正の動向には国内外から高い関心が寄せられています。

今回の「会社法」の改正は23年12月29日に開かれた全国人民代表大会常務委員会で承認されており、24年7月1日から施行されます。

現行の「会社法」と比較すると、新「会社法」では経済社会の発展に伴い会社管理構造の合理化、株主出資責任の強化、董事・監事・高級管理職員の職責の強化、会社設立・抹消手続の利便化などの面で調整が加えられ、中でも、5年の資本金払込義務は最大の関心事となっています。

## 1. 資本金払込期限の再設定

新「会社法」の第47条では次のとおり規定されています。

「有限責任会社の登録資本とは、会社登記機関に登録される全株主の引受出資額をいう。全株主の引受出資額は、株主が会社定款の規定に従って会社設立日から5年以内に完納する。

法律、行政法規及び国务院の決定に、有限責任会社の登録資本の払込み、登録資本の最低限度額および株主の出資期限に対する別段の規定があるときは、その規定に従う。」

今回の改正により、登録資本金を会社設立後5年以内に払い込むことが義務付けられており、これは中国の会社登録資本金引受制度上の重大な変更にあたり

ます。中国における会社設立時の出資金の取り扱いについて振り返ってみますと、有限責任会社への出資は1993年の「会社法」上の厳格な払込制（すなわち、株主が出資を引き受ける場合には会社設立前にこれを完納しなければならない）から2005年の「会社法」における引受出資金の2年以内の完納を経て、13年の「会社法」上の引受制（すなわち、出資期限に対する制限の取消し）へと推移しており、出資金払込期限に対する規制は段階的に緩和されてきました。

引受制は市場参入制限の緩和、株主資金の使用効率の向上および市場の活性化に寄与するところですが、出資期限の制限が明確ではなかったことから、過大な資本金の設定、登録資本金と払込資本金の間の大きな乖離、ひいては引受制を利用した債務不履行など、様々な問題が起きています。よって、「5年払込制」の導入は引受制に対する補完と制限であるものと考えられています。

## 2. 5年払込制への対応

新「会社法」の施行後に設立される企業は「5年払込制」に従って定款を制定し、5年以内に登録資本金の払込みを完了しなければなりません。既存の払込みを完了していない企業にとっては、新「会社法」の施行後にどのような措置をとるべきかが悩みの種となっています。

新「会社法」の第266条第2項には以下のとおり規定されています。

「本法の施行前に設立を既に登記していた会社は、出資期限が本法の規定する期限を超過しているときは、法律、行政法規または国务院に別段の規定のある場合を除き、本法の規定する期限内へと段階的に調整しなければならない。出資期限または出資額に明らかなる異状があったときは、会社登記機関は、これを遅滞なく調整するよう法により同社に要求することができる。具体的な実施方法は、国务院が、これを規定する。」

# 限の重大な変更とその対応

金誠同達法律事務所  
シニアパートナー・中国弁護士 趙雪巍

「明らかな異状」とはどのような状態であるか、明確な定めはありません。一般的な理解として、引受資本金額があまりにも巨額、または払込期限があまりにも長い場合が該当するのではないかと推測されます。例えば、引受資本金が1億ドルとしながら払い込み期限を30年と設定するような見せかけのケースが「明らかな異常」と認識されるものと考えます。

ただ外資企業の場合、今まで外資特別法が適用され、また長く政府当局の許認可などの手続が必要であった経緯から、現実とかけ離れた資本金と払込期限の設定はほとんど存在していないと見ています。ただ5年以上の払込期限が設定されている場合、政府から改善を要求される可能性があると考えます。最新の動向として、北京市では登記管理規定の意見募集稿を発表し、その中で既存の有限責任公司に対して、「2027年7月1日までに、未履行出資の出資期限を5年以内に調整すること」を要求しています。期限通りの払込が難しい場合は、払込の期限を短縮する、または減資して定款変更を行う選択肢も考えられます。

## 3. 出資義務未履行に関するその他のリスク

新「会社法」の内容を見ると、株主が登録資本金の払込みを完了していない場合、その他の民事上のリスクも存在しています。

### (1) 権利喪失のリスク

例えば、新「会社法」では董事が期限どおりの払込みの完了を株主に督促する権利と義務が定められており、第52条第1項には以下のとおり規定されています。

「株主が会社定款に規定する出資期限のとおりに出資金を納付しなかった場合において、会社は、書面の納付催告書を送付して出資金の納付を督促するときは、出資金納付の期限猶予期間を明記することができる。期限猶予期間は、60日を下回ることができない。期限猶予期間の満了後に株主が依然として出資義務を履行しなかったときは、会社は、董事会決議を経て権

利の喪失に関する通知書を当該株主に発送することができる。通知書の発送日をもって、当該株主は、出資金が納付されていない自らの持分を喪失する。」

条文の内容から、会社の董事会は株主の出資に対して厳格な管理を行わなければならない、ひいては払込義務未履行により株主の権利が喪失してしまうおそれもありますので、慎重に対応しなければなりません。

### (2) 持分譲渡後の責任

新「会社法」によると、仮に会社が払込みを完了していないまま持分を譲渡する場合には、当該持分に対する出資義務を譲渡後も負担しなければならないケースがあります。具体的には、5年の引受期限が満了しておらず、譲渡人が払込みを完成しないまま持分を譲渡するときは、原則としては譲受人が出資義務を負いますが、仮に譲受人が出資義務を果たさなかった場合には、譲渡人はこれを補完する義務を負わなければなりません。仮に5年の引受期限が満期を迎えて出資が完了していない場合において持分が譲渡されるときは、原則として譲渡人と譲受人の双方が出資の不足している範囲において連帯責任を負うこととなります。

上記からも明らかなおり、仮に払込みが完了していない持分の譲渡を行う場合には、たとえ資本の引揚げが完了したとしても、出資義務が発生する可能性がありますので、ご注意ください。

## 4. おわりに

新「会社法」での「5年払込制」が株主出資義務の重大な変更であるという点には疑う余地はありませんが、その他改正内容には董事・監事・高級管理職員の責任の強化や会社運営管理への従業員参加の強化（つまり従業員董事の新設）なども含まれ、新しい課題が出てきています。中国で活躍しておられる日系企業の皆さまのために有力なサポートをお届けできますよう、弊所はこれからも新「会社法」の動向などを綿密にフォローして参ります。